

## 令和元年度 特定（産業別）最低賃金改正等申出状況

申出受理年月日	件名	協約・公正競争の別 改正・新設の別	申出者	A(注1)	B(注2)	A/B	労働協約上のもつとも低い賃金
1.7.31 (平成20年東京労働局最低賃金公示第4号)	東京都鉄鋼業最低賃金 （平成20年東京労働局最低賃金公示第4号）	労働協約 改正	日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 門脇 匠	3,660 (注3)	6,218 (注3)	58.9%	1,011
1.8.1 (平成20年東京労働局最低賃金公示第2号)	東京都はん用機械器具、生産用機械 器具製造業最低賃金 （平成20年東京労働局最低賃金公示第2号）	労働協約 改正	産業別労働組合ジエイ・エイ・エム (JAM) 東京千葉 執行委員長 岩崎 幸治 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 門脇 匠	9,344 (注3)	9,370 (注3)	99.7%	1,025
1.8.1 (平成20年東京労働局最低賃金公示第3号)	東京都自動車・同附属品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 航空機・同附属品製造業最低賃金 （平成20年東京労働局最低賃金公示第3号）	労働協約 改正	全日本自動車産業労働組合総連合会東京地方協議会 議長 安藤 哲雄 産業別労働組合ジエイ・エイ・エム (JAM) 東京千葉 執行委員長 岩崎 幸治 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 門脇 匠	10,349 (注4)	27,953 (注4)	37.0%	999
1.7.31	東京都電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金	労働協約 新設	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東京地方協議会 議長 斎藤 千秋 産業別労働組合ジエイ・エイ・エム (JAM) 東京千葉 執行委員長 岩崎 幸治	45,804 (注5)	34,184 (注5)	134.0%	1,018

注1) Aは、申出者が代表する（基幹的）労働者数。

注2) Bは、適用される（基幹的）労働者数。  
資料出所は、平成28年経済センサス-活動調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計。

注3) 次の者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注4) 次の者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注5) 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

（1）契約期間の定めがある労働者である。

（2）契約期間の定めがない労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者。

（3）契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇い入れの時から1年を超えて引き続き雇用される労働者。

ただし、次の者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。

（3）次に掲げる業務に主として従事する者。

清掃又は片付けの業務  
口 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械（卓上又は手持ち式で使用するものに限る。）を用いて行う巻線、組織、かしめ、